行政資料

横浜市土地開発公社〈直営〉路外駐車場の新設，開業に当って

——そのプレテスト的役割——

鳥井陸八

目次

1——概要
2——事業目標
3——基本的姿勢と今後の問題

1——概要

本市は，今年始めて，土地開発公社直営の駐車場を都心部二ケ所に開設することとなった。

規模は表の通りで，将来これが本市の公営，民営駐車場整備えの有効な一投石でありたいとする意欲充分のものである。

2——事業目標

この駐車場の建設と経営に当っては次の二つを「事業目標」として考えた。それは

＜1＞市の駐車場総合計画策定のうえでの良い「実験室」となっていくこと

＜2＞民営駐車場を設置しようとする人達に対して良い「相談室」となっていくこと，の二つである。

すなわち，＜1＞では

駐車場法第3条および第10条により，市が昭和37年度に設置した「駐車場整備地区」を中心に，その後市が昭和47年1月に公表した都市交通対策の基本方向に基く整備計画遂行のために必要な，生の実験的資料をできるだけ多く市に提供していくこと，と

——同地区は都市計画法に基いた駐車場整備地区であって，その地区の総合駐車場整備計画を作成し，その実施を義務づけられている——

あわせて，この二つの駐車場周辺で，本市の再開発事業を推進していくうえで必要を生じたときは，何時でもその土地を前向きに協力できるよう構造設計においても周到な配慮をした鉄骨プレハブタイプをとり入れた。

いうなれば，市に替って再開発事業のため公社が先行買収した土地に公営の駐車場を建設し，経営し，このなかから市の都市交通問題解決に何らか新しいものを探求していく，…その「プレテスト的役割り」をこの事業の第一目標とした。

＜2＞では

本市都心部の実情に最も適したもので，かつ民営でも採算のとれるもの，いいかえれば投下資本の短期償還を考慮に入れてでき上った一つの基準タイプをモデル駐車場として作り，市内に駐車場を作りたい人，あるいは駐車場に関心をもつ人達に，恰好な実物教材を提供していこうというものである。

実物が対象であるだけに理解も早いし，同業者に相談するよりも，もっと偏らない資料も得られるだろうし，一方，行政サイドからみれば，これからおし進めて行きたい民営駐車場整備の効果的誘致策を発見していく機会も，より多く得られるであろうという，一石二鳥をねらったものである。

名称	場所	収容台数	構造	開業時期
山下町駐車場	中区山下町240番地	164台	鉄骨プレハブ2階3層	昭和49年4月予定
長者町駐車場	中区長者町五丁目85番地	205台	同上	昭和49年9月予定

3――――基本的姿勢と今後の問題

したがって，公社の直営駐車場は順調に繁昌したからといって，無闇にその数をふやしていく考えは今のところ持っていないし，公有地拡大に関する法律によって組織変更された新公社の業務としても，そのような営利主義的姿勢はゆるされないであろう。

むしろ，そのような営利第一主義の方向でいくよりも，健全な経営と，その業務分析をすることに重点をおき，民営駐車場との無理のない共存共栄のあり方を求めていくのが本旨であって，いいかえれば，できるだけ市費を使わないで本市の駐車場整備計画を進めて行くため，民間資本の積極参加によるバランスのとれたものを育てていくことで市の都市交通問題解決の基本方向に何かお役に立ちたいという考え方である。

ただ，ここで反省しなければならないことは，この建設に当って地元の反対などから最終的に決めた開業予定期日を，さらに10ケ月以上も延期しなければならなかったことと，その間に建築費の異常騰貴，石油不足という事態に直面したことである。

たしかに，石油パニックによって都心への車の流入は減るであろうし，建築費の底なしの値上もある今日，何も無理して急いで駐車場を作らなくてもよいではないか，という声が一部で出はじめてきた。

今までの野放図な自動車生産によって，大都市は大きな迷惑を被っており，これに対する自衛策としていろいろの策をたてても，都市の車許容量をはるかに超えた車公害を前にしては，あまり行政効果をあげ得られず，正にお手上げのまま，その車社会の猛威にふり廻され続けてきたのが現実の姿ではなかったろうか。

見方によっては，今回の石油パニックは不用不急の車を大幅に規制できる好機を手にしたことになり，いわば労せずして都市交通の難問題の一部が解決する糸口を見い出したともいい得よう。

都市交通問題の悩みを人体にたとえれば，今の病状は瀕死の重態であって，どんな名医でも応急対症療法がセイゼイであったが，いったん快方のキザシを見い出せば，そのときこそ名医の腕の見せどころであろう。そのような僅かなキザシをもいち早く探知することこそ名医の名医たるところであろう。

そのような考え方からすれば，ここ数年来懸案であった車の都市部乗入規制，路上不法駐車の規制，路上路外駐車場の整備，専用バスレーンの強化など，一連の本市交通対策はこの際息を吹き返すことであろう。

とにもかくにも，難産であった公社駐車場もやっと日の目をみることになったが，本市にとっても，公社にとっても駐車場経営は全く未経験の分野であって，行手には予期しない難問題が待っているのであろう。市当局の適切なご指導によって，良い成果が得られることを念願したい気持で，着々準備を進めているものである。市の関係部局の絶大なご支援を切にお願いする次第である。

<横浜市土地開発公社調査役>